

支 払 基 金  
平成 2 7 年 8 月 3 1 日

### 医薬品マスターの改定について

今般、平成 2 7 年 8 月 3 1 日付け厚生労働省告示第 3 5 1 号に基づく新規医薬品コード（変更区分「3」: 1 6 コード）を設定しましたのでお知らせします。

なお、今回公表するマスターは、平成 2 7 年 8 月 3 1 日から適用のため、「変更年月日」欄を「2 0 1 5 0 8 3 1」に設定し収載しております。